

## 感染症登園証明書

お子様に何らかの異変(発熱・咳・嘔吐・下痢・発疹など)が生じたときは、早めに医療機関へ受診をお願い致します。

受診の際に、病名や登園可能日、完治と判断できる症状の診断基準など御確認をお願い致します。

完治後登園する際は、下記に必要事項を記入して提出してください。

尚、お子様の健康状態が十分に回復したことを確認してから登園を行って頂きたいと存じます。

※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、用紙が異なります。

✓	病名	登園停止期間
	百日ぜき	特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱してから3日経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
	水ぼうそう	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消えてから2日を経過するまで
	手足口病	医師から登園の許可が出るまで
	マイコプラズマ肺炎	医師から登園の許可が出るまで
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌	抗菌剤での治療開始後24時間(1~2日)

園児名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 組)

保護者名 \_\_\_\_\_

発症・・・ 月 日

治療・・・ 月 日

(通院日)

登園・・・ 月 日

(医師に確認してください)

受診医療機関名 \_\_\_\_\_